

岩手県告示第 865 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 19 年 12 月 21 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 遠野住田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
遠野市綾織町新里 29 地割 10 番 1 地先から 13 番 1 地先まで	新	A 24.0～23.0 m	m 92.0
	旧	A 24.0～23.0	92.0
		B 9.5～9.5	101.2

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部遠野土木センター
  - (2) 期間 平成 19 年 12 月 21 日から平成 20 年 1 月 21 日まで